

爵

立案 明治廿五年四月十日
決裁 明治 年 月 日

局長 岩倉

爵位典主事

明治廿五年四月四日裁可
今月十日迄
臺帳記入今月今日官報報告済

大臣 岩倉

内事課長

内事課次長

次官 岩倉

岩倉

陸軍大臣從四位上
勳一等功三級
正毅正四位宣下ノ件
寺内

裏面白紙



陸軍大臣従四位勲一等功三級寺内正毅
叙位ノ件

右謹テ裁可ヲ仰ク

明治三十五年四月四日

内閣總理大臣伯爵桂太郎

内閣

明治卅五年四月 日

内閣書記官

内閣總理大臣

才

内閣書記官長

長

陸軍大臣從四位勲一等功三級寺内正毅叙位追階内則
弟二條三依り叙位ノ件

從四位勲一等功三級寺内正毅

叙正四位

内閣